

加工食品の適正な栄養成分表示に係る事業者支援

東部厚生環境事務所・東部保健所

○真田美紀，千葉佐和江，舩広猛，今田洋子
谷水孝行，福森伸一，花木三永子

I はじめに

平成 27 年 4 月に食品表示法が施行され，食品衛生法，J A S 法及び健康増進法の食品の表示に関する規定が統合して消費者，事業者双方にとってわかりやすい表示をするための包括的かつ一元的な制度が創設されました。表示内容は品質，衛生，保健事項の 3 つの分野で構成されており，当保健課では保健事項に該当する栄養成分表示を担当しています。

今回，栄養成分表示の適正な実施と普及啓発に係り，事業者に栄養成分表示の規定を十分理解していただくための支援のあり方について検討しましたので報告します。

II 食品表示における栄養成分表示の位置づけ

栄養成分表示は保健事項に該当し，これまで任意表示でしたが，食品表示法では義務化されました（経過措置期間は平成 32 年 3 月 31 日まで）。

義務化された背景の一つとして健康日本 2 1¹⁾における栄養施策により，消費者の「食生活習慣の改善には栄養成分表示が必要である」とする意識²⁾が向上してきていることが挙げられます。

この義務化により，消費者の日々の食生活における栄養管理に活用できること及び事業者が表示を実施可能なものであることを考慮し，加工食品には熱量，たんぱく質，脂質，炭水化物，食塩相当量の 5 項目が，容器包装に表示されることとなりました。

栄養成分表示 (義務表示 5 項目)

- ① 熱量 (kcal)
- ② たんぱく質 (g)
- ③ 脂質 (g)
- ④ 炭水化物 (g)
- ⑤ 食塩相当量 (g)

III 食品の適正表示に係る連絡体制等について

1 食品表示対策チーム(別紙 1)及び尾道地域食品表示対策連絡会(別紙 2)の設置

食品表示に関連する法律を所掌する機関の連携を強化し，食品表示の適正化を推進しています。

2 広島県食品の適正表示推進者育成講習会(別紙 3)

(主催 一般社団法人 広島県食品衛生協会，一般社団法人 広島市食品衛生協会)

適正な食品表示を推進するため，食品関連事業者(以下「事業者」という。)を対象，自らが適正な表示を推進していくための中心的な役割を担う者を育成するため，食品表示に関する正しい知識を提供するための講習を行っています。

IV 食品関連事業者からの保健事項に係る相談対応状況

1 当所管内における食品製造または販売関連事業者

食品営業許可・認定施設の中で飲食業，製造業に分類される施設は 3,826 施設³⁾です。

[各保健所(支所)が管轄する製造業者数](平成 27 年 3 月 31 日現在)。

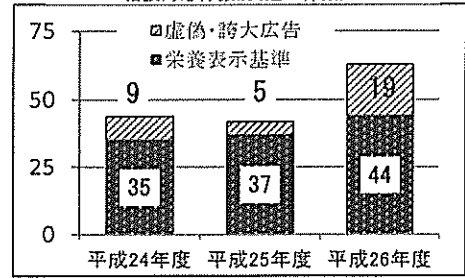
保健所 (支所)名	西部	西部 (広島支所)	西部 (呉支所)	西部東	東部	東部 (福山支所)	北部
事業者数	416	581	114	704	1,071	313	627

2 当所における相談対応状況

(1) 保健事項に係る相談件数

平成24年度からの相談件数の年次推移は図1のとおりです。平成27年4月から11月末までの相談件数は栄養成分表示に関するもの42件、誇大広告が8件となっています。食品表示法の施行により、増加傾向にあります。

(図1) 健康増進法に基づく事業者指導、相談対応件数状況(延べ件数)



(2) 相談経路

直接事業者から連絡を受ける場合と、尾道地域食品表示対策連絡会の構成員である関係機関からの連絡があります。

(3) 実際の対応方法

事業者から表示ラベルのサンプルをファクシミリまたはメール等で受け付け、電話により回答を行っています。そのための資料(ツール)としては、県食品生活衛生課作成リーフレットや消費者庁作成の「おしえてラベルくん」などのパンフレット(別紙4)等を活用しています。

V 食品表示法施行に係る栄養成分表示の対応状況調査

1 目的

(1) 事業者及び県保健所の栄養成分表示の義務化についての対応状況を把握し、今後の取組方針の基礎資料とする。

(2) 事業者自らが主体的に適正表示を推進するため、自己点検表(以下「点検表」という。)を活用するとともに、事業者と保健所担当者双方からの意見を集約し、点検表の精度と活用性を高める。

2 調査期間及び調査内容

調査の概要を対象者別に(表1)に示します。調査の実施にあたっては、県庁健康対策課、食品生活衛生課及び農業技術課の協力を得て行いました。

(表1) 調査の概要

調査の種類		事業者調査	県保健所担当者調査
調査期間		平成27年11月16日	平成27年11月～12月
対象者		広島県食品の適正表示推進者育成講習会の三原会場の受講者※	各保健所(支所)の食品表示(保健事項)担当者
調査項目	属性	業種	所属、職種
	内容	栄養成分表示に係る相談状況	栄養成分表示に係る相談対応状況
		相談窓口の利用状況	相談対応における資料の活用状況
		自己点検表(案)に対する意見	自己点検表(案)に対する意見
	栄養成分表示に関する困りごと	今後の方針について	
配付・回収方法		講習会受講時配付・回収	組織メール利用
配付数/回収数		100枚/72枚	6保健所(支所)6枚/6枚
回収率		72%	100%

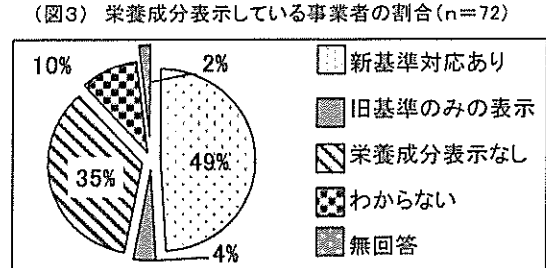
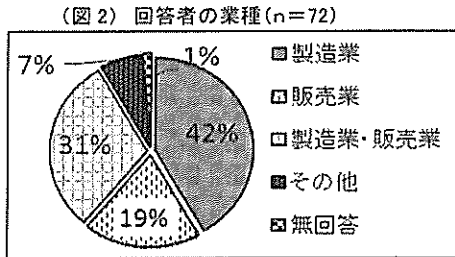
※フォローアップ講習三原会場(一般社団法人 広島県食品衛生協会主催)

3 調査結果

(1) 事業者調査（調査表は資料1-1）

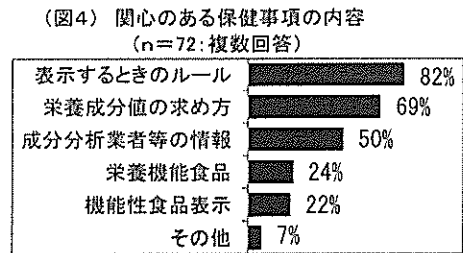
ア 対象者の概要

回答者を業種別にみると製造業者が最も多く42%でした(図2)。回答した事業者のうち80%は表示義務のある事業者⁴⁾でしたが、現在栄養成分表示をしていない事業者は35%でした(図3)。



イ 栄養成分表示に対する取組み意識

事業者が今後、栄養成分表示を行うにあたって関心のある内容を見ると、「表示のルール」(82%)に次いで「栄養成分値の求め方」(69%)、「分析業者の情報」(50%)と上位を占めており、表示に向けた取組意識の高さがうかがえました(図4)。



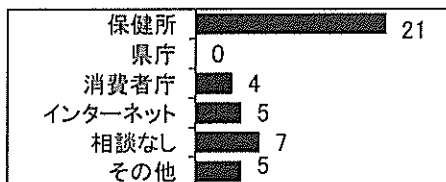
また相談窓口の利用状況では、栄養成分表示を

していると回答した33人のうち、相談する機関は保健所が最も多く21人でした。また、「相談をしていない」と回答したのは7人でした(図5)。

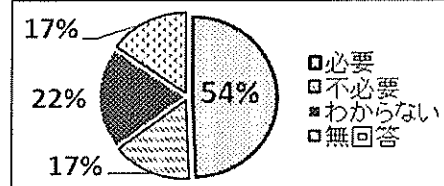
ウ 点検表(資料2)に係る意見

点検表については54%の事業者が必要であると回答しています(図6)。

(図5) 表示について相談する機関(n=33:複数回答)



(図6) 点検表を必要とする回答者の割合(n=72)



(2) 県保健所担当者の調査(調査表は資料1-2)

県保健所の調査結果は(表2)のとおりです。

ア 事業者に対する指導資料を独自に作成している保健所はありませんでした。

イ 事業者向けの点検表については、5保健所(支所)が「必要」と回答しましたが、1保健所(支所)「必要ない」と回答した保健所からは「制度の理解が不十分な事業者が点検表を活用すると、正しい判断ができない可能性がある」という意見がありました。

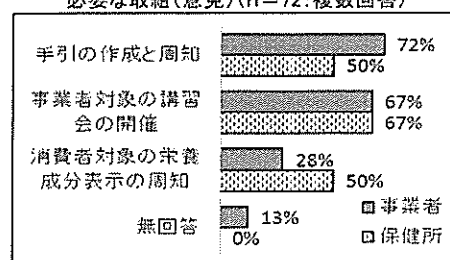
(表2) 各所の対応状況

質問項目	結果
平成26年度の相談受付件数(1保健所あたり)	2~13件
「事業者指導に使用する資料は既存のものである」と回答した施設数	6保健所
「事業者向けの点検表は必要」と回答した施設数	5保健所

(3) 適正な栄養成分表示を推進するために必要な取組事業者が保健所に求めることと、保健所における必要な取組をまとめました(図7)。

手引きの作成と周知を求める事業者72%に対し、保健所では50%という結果になりました。周知の方法としては調査表にホームページの掲載を例示しています。

図7 栄養成分表示の適正な表示に必要な取組(意見)(n=72:複数回答)



VI 結果の考察

事業者アンケートで「栄養成分表示を実施していない」と35%が回答しているが、「表示するときのルールに関心がある」と回答したのは82%となりました。

当所の相談受付件数をみると平成26年度の42件で、他の保健所の件数(2~13件)と比較すると3倍以上になります。今後さらに、栄養成分表示に係る相談が増加することが考えられるため、保健所は事業者が行政に対する要望として挙げている相談体制の整備や相談対応の標準化を図る必要があります。

事業者が適正な栄養成分表示を理解し実施するため、当所では点検表を活用した適正な指導を検討しているが、「点検表だけでは食品表示基準の規定を満たすかどうかを確認するには不十分である」という意見もあり、今後、手引書の作成を検討するとともに、点検表を修正する必要があります。

VII 今後の取組方針

1 相談体制の整備

(1) 「栄養成分表示テキスト(案)」(資料3)の作成及び点検表の活用

当所で素案として作成した「栄養成分表示テキスト」及び点検表について、各所からの意見を集約し修正及び活用方法の検討を行います。

これらの周知・啓発には、県ホームページを活用します。

(2) 各所の相談事例を共有

2 食品表示法を担当する関係機関との連携

今回は栄養成分表示に関する手引書の作成を検討していますが、品質事項(旧基準のJAS法由来)と衛生事項(食品衛生法由来)とを組み合わせた食品表示全般に対応できるテキストの作成により、講習会での活用及び担当者間で認識の共有を進めることができると考えます。

3 事業者に対する相談対応の強化

(1) 食品表示講習会の実施及び講師として参画

講習会において手引書の周知と点検表の活用について普及を図ります。

(2) 事業者に対する個別相談対応

保健所に相談する前に点検表を活用し、事業者自らが表示内容を確認することにより、適正表示を効率的に推進します。

4 消費者に対する栄養成分表示を活用するための普及啓発について

消費者が健康づくりの観点から食品を選択できる情報として、栄養成分表示を活用できる支援体制として出前講座等の依頼に対応します。事業者からの栄養成分表示の理解を深めるための自主的な勉強会を支援します。

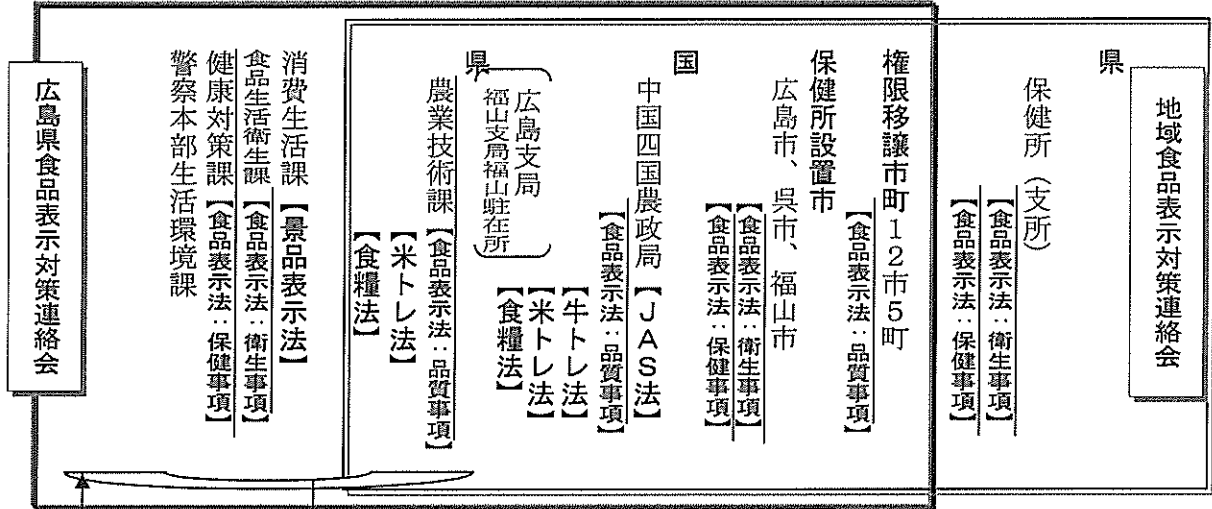
VIII おわりに

事業者が適正な栄養成分表示を自主的かつ効率的に実施できるよう、県として支援方法を標準化し、より一層強化します。この支援が事業者の主体的な取組となり、ひいては、県民にとって栄養成分表示が健康的な食生活を送る情報として活用できる一助となりうるよう今後も活動していきます。

(参考資料等)

- 1) 「健康日本21」
健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針
- 2) 「食習慣に関する意識調査」
厚生労働省「平成17年度国民健康・栄養調査」
- 3) 「製造業等（許可分）」
飲食店営業（仕出し・弁当）、菓子製造業、乳製品製造業、魚肉ねり製品缶詰又は瓶詰、あん類製造業、アイスクリーム、食肉製品製造、乳酸菌飲料製造、食用油脂製造、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業、添加物製造業、清涼飲料水製造業、加工水産物製造業
- 4) 「栄養成分表示の省略が認められる事業者」
消費税を納める義務（消費税法第9条第1項）が免除されている事業者。当分の間、小規模事業者も該当する。

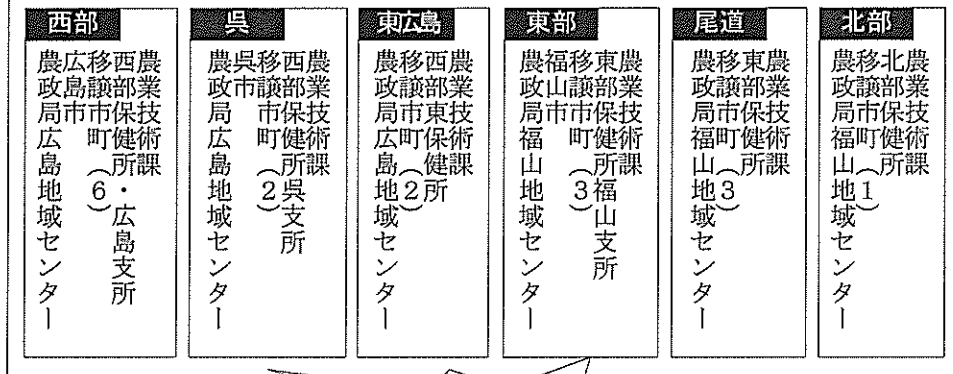
平成27年度食品表示対策チームによる対応フロー (平成27年10月1日現在)



研修調整

広島県食品表示対策チーム設置要領

①地域食品表示対策連絡会に対策チーム設置



②疑義通報

広島県食品表示対策チームによる合同調査に関する事務処理要領

③通報受理機関（権限を有す）が対策チームに情報提供

④対策チームによる協議・決定
・事前協議（調査日程，調査項目，調査方法，検査の必要性）

⑤対策チーム（関係部局のみ）による立入調査^{※1, 2}
・現場確認
・関係記録・帳簿の精査
・科学的調査（DNA分析，添加物検査等）→ 検査機関へ搬入

※1 主たる違反の関係機関が班長
※2 チェックリスト等の活用

⑥違反発見時の措置等
・所管法令に基づき関係機関ごとに措置（改善指示・行政処分・公表等）
・刑事事件の可能性がある場合，所轄の警察へ情報提供
・必要に応じ通報者へ回答

情報提供

広範な事案等，必要に応じて支援調整

尾道地域食品表示対策連絡会設置要綱

(名称)

第1条 本会は「尾道地域食品表示対策連絡会」(以下「連絡会」という。)

(目的)

第2条 広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所管内の食品表示に関連する法律を所掌する機関の連携を強化し、食品表示の適正化を推進する。

(業務)

第3条 連絡会は、次の業務について連絡調整を行なう。

- (1) 食品表示に係る情報交換に関すること
- (2) 疑義事案に合同で対応するための「食品表示対策チーム」の運営に関すること
- (3) 広島県食品表示適正化推進月間の取組みに関すること
- (4) 食品表示講習会等の開催に関すること
- (5) その他食品表示の適正化を推進するために必要な事項

(構成)

第4条 連絡会は、次に掲げる機関を持って構成する。

- (1) 広島県農林水産局農業技術課
- (2) 広島県東部保健所 生活衛生課、保健課
- (3) 農林水産省中国四国農政局広島支局福山駐在所消費・安全チーム
- (4) 三原市、尾道市及び世羅町
- (5) その他必要と認める者

(会議)

第5条 連絡会は、広島県農林水産局農業技術課が招集し、会議を主宰する。

ただし、連絡会は、前条に掲げる機関が必要に応じて召集し、会議を主宰することができる。

(事務局)

第6条 連絡会の事務局は、広島県農林水産局農業技術課に置き、連絡会に関する事務を処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営その他必要な事項は、連絡会において定める。

附則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年11月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年11月9日から施行する。

平成27年度広島県食品の適正表示推進者育成講習会開催要領（抜粋）

1 目的

食品関係事業者等に対して食品表示に関する正しい知識を付与する講習を行い、食品等を取り扱う事業施設において適正な食品表示を推進する核となる人材（以下「適正表示推進者」という。）を育成し、もって適正な食品表示を推進することを目的とする。

2 実施主体

主催 一般社団法人 広島県食品衛生協会、一般社団法人 広島市食品衛生協会
共催 広島県、広島市、呉市、福山市

3 講習会日程及び申し込み方法等

受講を希望する会場により、（一社）広島県食品衛生協会又は（一社）広島市食品衛生協会へFAX又は郵送で申込み（各会場の開催日10日前必着 郵送の場合、消印日有効（電話での申込みは不可））。

なお、日程及び申込み先等については別紙1及び別紙2のとおり。

4 講習内容

(1) 適正表示推進者育成講習会

- ア 食品表示法に基づく表示
- イ 景品表示法に基づく表示
- ウ 表示の作成方法（演習 ～実際に表示を作成してみよう～）

(2) フォローアップ講習会

- ア 食品表示関係法令等に関する情報提供
- イ その他

5 受講対象者

(1) 適正表示推進者育成講習会

食品衛生法第3条第1項に規定する食品等事業者及び食品表示に係る業務に従事又は従事しようとする者

(2) フォローアップ講習会

平成21年度から平成26年度に食品の適正表示推進者証を交付された者

(参考) フォローアップ講習（一般社団法人 広島県食品衛生協会開催）

	年 月 日	会場 (募集人数)	場 所
①	平成27年10月7日(水)	三次会場 (70)	広島県三次庁舎第3庁舎
②	平成27年11月16日(月)	三原会場 (140)	三原中央公民館
③	平成27年11月18日(水)	廿日市会場 (100)	廿日市市商工保健会館
④	平成28年2月16日(火)	広島会場 (150)	広島県庁本館6階講堂

食品の栄養成分表示について～栄養表示基準～

販売する食品に、栄養成分の含有量表示や、「〇〇ゼロ」「〇〇%カット」などの強調表示などを表示する場合には、健康増進法に基づき栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければなりません。

【対象食品】

- ◎ 一般の消費者に販売される加工食品のうち、日本語で栄養表示をしようとするもの。
 - 業務用の製品については対象外とされますが、一般消費者が直接、その表示を見る機会のある場合は対象となります。
- ◎ 輸入した食品のうち、日本語で栄養表示を行い販売するもの。
- ◎ 生鮮食品のうち熟卵（その他の生鮮食品は対象外）。



【栄養表示基準が適用となる栄養成分等】

熱量(エネルギー)、たんぱく質、脂肪、炭水化物、ミネラル(※1)、ビタミン(※2)。
 ※1 亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、ヨウ素、リン。
 ※2 ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸。

【表示方法】

- 容器包装に表示する際は、開かぬいても見える場所に、読みやすく、販売される状態の可食部分100g、...
- 若しくは100ml、又は、1食分、1包装あたり等の表示をします。

表示項目と順番

- ① 熱量
- ② たんぱく質
- ③ 脂肪
- ④ 炭水化物（糖質及び食物繊維の表示もつけてください）
- ⑤ ナトリウム
- ⑥ 栄養表示しようとするその他の栄養成分

①熱量～④ナトリウムまでは、栄養表示する場合には、必ず表示しなくてはならない項目です。この順番で表示しなければいけません。



【注意事項】

- ◎ 含有量は必ず分析結果を表示しなければならぬものではなく、食品成分表などを用いて得られた値を掲載してもかまいません。ただし、実際に分析して得られた値と比較して、表示している値が規定の許容範囲を超えるものは、栄養表示基準違反となります。
- ◎ 即席麺などセットでセット合計の含有量に水等を加えることに変化がある場合は、販売時の熱量及び栄養成分量を記載します。

【強調表示】

- 「高〇〇〇」「〇〇入り」「低〇〇」「〇〇控えめ」など、適切な摂取が定められた基準を満たしている必要があります。
- 栄養成分を多く含むことを表示する場合
 - 高い旨を表示する場合…高、多い、豊富、たっぷり等の表示
 - 含む旨を表示する場合…源、供給、含む、入り、含有等の表示
 - 栄養成分が少ないことを表示する場合
 - 含まない旨を表示する場合…無、ゼロ、ノン、フリー等の表示
 - 低い旨を表示する場合…低、ひかえめ、少、ライト、含有等の表示



おしえてラベルくん

健康増進法に基づく
食品表示ガイド

健康にいいこと、栄養のこと。

消費者庁

事業者対象

加工食品の栄養成分表示に関するアンケート

広島県東部保健所 保健課

次の設問について該当するものに()内に○を、また御意見等を記載してください。

◆あなたの所属する事業者について、該当するものをすべて選んでください。

○業種 1 () 製造業 2 () 販売業 3 () その他 _____

○事業規模について、次の中から該当するものを、すべて選んでください。

- 1 () 消費税の課税売上が1,000万円以下の事業者
 2 () 常時従事者数が20人(商業又はサービス業の場合は5人)以下の小規模企業者
 3 () 上記「1」及び「2」以外の事業者
 4 () わからない

問1 貴社が製造または販売する加工食品の栄養成分表示における現在の対応状況について、次の中から該当するものを1つ選んでください。

- ア () 栄養成分表示を新基準の規定により表示するよう対応を進めている。 →問2へ
 イ () 栄養成分表示を行っているが、新基準への対応は始めている。 } →問1-1へ
 ウ () 栄養成分値について、表示は行っていない。
 エ () わからない。 → 問3へ

※問1で「イ」または「ウ」と回答された方に、お尋ねします。 回答後「ウ」は問3へ

(問1-1 新基準による表示への対応について、いつ頃開始する予定ですか。)

ア _____年 _____月頃 イ () 未定である。

問2 問1で「ア」または「イ」と回答された方にお尋ねします。栄養成分表示にあたって、次のどの機関に相談していますか、また、相談したことがありますか。(複数回答可)

- ア () 保健所(保健課) イ () 県庁(健康対策課) ウ () 消費者庁
 エ () インターネットで検索 オ () 相談したことはない
 カ () その他 _____

問3 栄養成分に係る表示で関心のあるものを、次の中から上位3つに①、②、③と数字を記入してください。

- ア () 栄養成分を表示するときのルールなど(表示項目、順番など)
 イ () 栄養成分値の求め方(算出方法など)
 ウ () 栄養成分を分析する事業者等の情報(分析機関、費用など)
 エ () 栄養機能食品 オ () 機能性食品表示
 カ () その他 _____

問4 今回、当所では事業者向けに栄養成分表示の自己点検表の作成を検討しています。別紙(案)をご覧ください、次の設問にお答えください。

- (1) 栄養成分表示の自己点検表について、該当するものを1つ選んでください。
 ア () 必要である。 イ () 必要ない。 ウ () わからない
 (2) 別紙(案)についてご意見、お気づきの点がありましたらご記入ください。

[]

問5 適正な栄養成分表示の実施に向けて行政に望むことを、次の中から2つ選んでください。

- ア () 栄養成分表示のための手引きの作成と周知(ホームページ等に掲載するなど)
 イ () 事業者を対象とした製造業種別または地区別の講習会の開催
 ウ () 消費者を対象とした栄養成分表示の周知(研修会の開催やホームページ等の掲載等)
 エ () その他 ()

保健所対象 栄養成分表示対応（相談・指導）に関するアンケート

◆ 次の問いについて（ ）内に記載または、該当するものを○で囲んでご回答ください。

- 1 回答者の所属と職種についてご記入ください。
 - (1) 保健所名（ ）所属課（ ）
 - (2) 職種
 - ア 管理栄養士・栄養士
 - イ その他（ ）

- 2 貴施設における相談対応状況について件数をご記入ください。

平成 26 年度の相談受付件数 延べ（ ）件

- 3 栄養成分表示に関する説明資料（パンフレット等）の活用状況についてお尋ねします。
 - ア 事業者の指導には既存*のものを活用している。
*「おしえてラベルくん（消費者庁発行）」、他の関係機関作成のマニュアル等
 - イ 所内で独自のものを作成、または、既存のものを改編している。
「イ」と回答された方は、該当の資料を当所に提供してください。
 - ウ 説明資料等の活用はしていない。
 [活用していない理由を記載してください。]

- 4 事業者向けの栄養成分表示の自己点検表は必要と思いますか。
 - ア はい
 - イ いいえ

[「はい」または「いいえ」と回答された理由を記載してください。]

- 5 今回、当所では事業者向けに栄養成分表示の自己点検表（案）を作成しました。別紙（案）自己点検表について、食品表示基準の規定を満たしている内容であると思われますか。（栄養成分表示の義務規定）
 - ア はい
 - イ いいえ

[「いいえ」と回答された方、ご意見、お気づきの点等を記載してください。]

- 6 適正な栄養成分表示の普及・啓発に必要な取組に○をしてください。（複数回答可）
 - ア 栄養成分表示のための手引きの作成と周知（ホームページ等に掲載するなど）
 - イ 事業者を対象とした製造業種別または地区別の講習会の開催
 - ウ 消費者を対象とした栄養成分表示の周知
（健康教育や出張講座を利用した学習会の開催やホームページ等の掲載等）
 - エ その他（ ）

- 7 その他、御意見をお願いします。
 []

決裁者	確認者	作成者

【事業者用】

栄養成分表示自己点検表（案）

※ 保健所へ提出する前に、次の内容をチェックしましょう。

商品名		◆ 次のうち該当するものに☑をしてください。 <input type="checkbox"/> 容器包装に入りの一般加工食品、一般添加物。 ※表示面積 <input type="checkbox"/> 30cm ² 以上、 <input type="checkbox"/> 150cm ² 以上 <input type="checkbox"/> 栄養の供給源として寄与の程度が小さいもの。 <input type="checkbox"/> 極めて短時間で原材料が変更されるもの。 <input type="checkbox"/> 栄養成分表示を省略できない商品。
確認日	平成 年 月 日 ()	
担当者氏名		
印刷予定日		

チェック項目（義務表示）

番号	チェック欄	項目	根拠
1		表示する場所は容器包装の見やすい場所（開かなくても見ることができる場所）またはその食品に添付する文書に表示していますか。	食品表示基準 第8条
2		5つの栄養成分の表示項目の順序と単位は、次のとおりとなっていますか。 ①熱量(kcal) ②たんぱく質(g) ③脂質(g) ④炭水化物(g) ⑤食塩相当量(g)	食品表示基準 第3条
3		栄養成分表示（食品単位当たり）の表示がありますか。	食品表示基準 第3条
		栄養成分値は、可食部分の100g、100ml、1食分、1包装等、その他の1単位になっていますか。 また、食品単位が1食分である場合は、その量を重量または容量を表示していますか。	
4		文字の大きさは原則「8ポイント以上の活字」で記載していますか。 容器包装又は包装の面積が150平方センチメートル以下の場合、 「5.5ポイント以上の活字」で記載していますか。	食品表示基準 第8条
5		表示値は、誤差の許容差の範囲内におさまっていることを確認していますか。	食品表示基準 第3条
		範囲内であると確認できていない（範囲外にあると推定される）場合、次の表示を追記していますか。 ※表示例「この表示値は、目安です。」「数値は日本食品標準成分表を用いて計算した、推計値です」など	
6		成分量を「0（ゼロ）」と表示している場合、食品100g（液状のものは100ml）あたりの該当する栄養成分が、「0（ゼロ）」と表示できる基準値未満になっていますか。	食品表示基準 第3条

チェック項目（任意表示） 該当なし 該当表示あり

7		栄養強調表示に該当する表示をしていませんか。次のような言葉が該当します。 【相対表示】強化された旨…「○○%増加」「△△g 増強」など、 低減された旨…「◇◇%低減」「□□g カット」など 【絶対表示】高い旨…「たっぷり」「多い」など 低い旨…「ひかえめ」「ライト」など 含む旨…「含有」「入り」など 含まない旨…「無し」「ゼロ」など	食品表示基準 第7条
8		【相対表示】比較対象食品名および増加（低減）量または割合は、相対表示と近接した場所に記載していますか。 【絶対表示】強調された栄養成分量は表示できる基準を満たすことを確認し、その成分量を表示していますか。	食品表示基準 第7条

栄養成分表示テキスト（案）

《食品表示法（保健事項部分）》

食品表示法の施行に伴い、栄養成分の表示が義務化されました。加工食品や添加物の容器包装に、栄養成分を表示する必要があります（食品表示法第4条第1項）。

表示の目的

消費者にとって栄養成分表示を見ることを習慣化することで、適切な食品選択や栄養成分の過不足の確認等に役立てることができる（食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン）。

表示する栄養成分

義務（5成分）		熱量，たんぱく質，脂質，炭水化物，ナトリウム※ ※「ナトリウム」は「食塩相当量」で表示
任意	推奨	飽和脂肪酸，食物繊維
	その他	糖類，糖質，コレステロール，ビタミン・ミネラル類

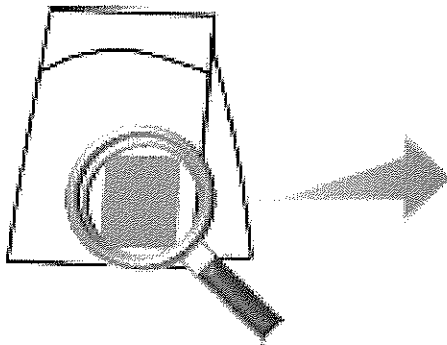
栄養表示の義務化の対象食品

原則として予め包装された全ての加工食品と添加物となります。

	加工食品	生鮮食品	添加物
義務	○	×	○
任意	○	○	○

表示例

（義務の項目のみ表示する場合）



栄養成分表示 1袋（100g）当たり

熱量	●●	kcal
たんぱく質	△△	g
脂質	◆◆	g
炭水化物	★★	g
食塩相当量	□□	g

○原則として8ポイント以上の活字で記載（容器包装又は包装の表示可能面積が150cm²以上の場合）

○150cm²以下の場合、5.5ポイント以上の活字で記載することができます。

表示のルール

義務事項に加え（推奨及び任意の項目も併せて表示する場合）

栄養成分表示	
食品単位（重量）当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
- 飽和脂肪酸	g
- n-3系脂肪酸	g
- n-6系脂肪酸	g
コレステロール	mg
炭水化物	g
- 糖質	g
- 糖類	g
- 食物繊維	g
食塩相当量	g
その他の栄養成分（ミネラル、ビタミン）	
mg, μg	

1 食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。

2 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。

4 義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該成分を省略することができる。

3 糖質または食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合にあっては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。

- 5 ナトリウム塩を添加していない食品又は添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようとする際は、「食塩相当量」を「ナトリウム（食塩相当量）」等に代えて表示する。
- 6 表示の単位は、この様式中の単位にかかわらず、別表第9の第1欄の区分に応じ、同表の第2欄によって表示する。
- 7 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 8 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。

栄養成分の量及び熱量を「0（ゼロ）」と表示できる基準について

（第3条栄養成分の項別表第9の第5欄）

食品100g当たり（一般に飲用に供する液状の食品では100ml当たり）の該当する栄養成分の量が、0（ゼロ）と表示できる基準値は、

○熱量	...	5kcal 未満
○たんぱく質、脂質、炭水化物	...	0.5g 未満
○ナトリウム	...	5mg 未満

※含有量がゼロであっても、「熱量」「たんぱく質」「脂質」「炭水化物」「ナトリウム」の表示は省略できない。

合理的な方法に基づく表示値の設定

表示値の設定方法

分析値

公定法により栄養成分を分析した値。
自社で分析を実施するか、信頼できる分析機関に分析を依頼する場合がある。

計算値

公的なデータベース（日本食品標準成分表等）から原料の栄養成分値を入手し、その食品の栄養成分を算出した値。

参照値

公的なデータベース等を基に表示しようとする食品と同一または類似する食品から栄養成分値を類推した場合 *栄養機能食品については分析値が必要。

いずれも合理的な根拠が必要（根拠保存期間は期限表示期間内）

栄養成分の含有量を一定値で示す場合、合理的な推定により得られた値を、規定の方法に従い記載すれば、表示値として用いることができる。

①表示値が誤差の許容範囲に収められる場合

栄養成分表示1袋(100g)当たり	
エネルギー	100kcal
たんぱく質	2.0g
脂質	5.0g
炭水化物	12.5g
食塩相当量	0.2g

～表示値の要件～
規定された分析方法で±20%以内であること
(表示値の算出方法は指定なし)

②表示値が誤差の許容範囲に収まることが困難な場合

栄養成分表示1袋(100g)当たり	
エネルギー	100kcal
たんぱく質	2.0g
脂質	5.0g
炭水化物	12.5g
食塩相当量	0.2g

～表示値の要件～
合理的な方法により得られた値を表示
(結果として誤差の許容範囲が±20%を超える可能性について限定しない)
ただし、表示値の設定根拠を保管すること
※栄養強調表示は除く

(この表示値は〇〇です。)

表現例

合理的な方法により得られた値の表示を行う場合は下記のいずれかの表現を記載すること。

「この表示値は、目安です。」

「推定値」

栄養表示の義務とならない場合（食品表示基準第三条 3 項 P54～55）

- 1 容器包装の表示可能面積がおおむね 30 cm²以下であるもの
 - 2 酒類
 - 3 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの
 - 4 極めて短い期間で原材料（その配合割合を含む）が変更されるもの
 - 5 消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの※
- ※食品表示基準附則第 6 条第 1 項

（上記 5 に関して）

当分の間、「消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 9 条第 1 項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する小規模事業者が販売するもの」と読み替えるものとする。

消費税法第 9 条の納税義務の免除に該当する小規模事業者（課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者）

⇒当分の間、中小企業基本法に規定する小規模事業者

（概ね常時使用する従業員の数が 20 人）

（商業又はサービス業を主たる事業として営む者については、

5 人）以下の事業者）についても栄養成分表示の省略を認める。

以下に該当する場合も省略できます。（食品表示基準第 5 条第 1 項）

○食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合

○不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合

栄養成分表示に係る経過措置期間

（従前の例によることができる期間）（附則第 4 条、第 5 条）

○一般用加工食品・添加物（業務用添加物を除く）

平成 32 年 3 月 31 日までに製造、加工又は輸入されるもの。

ただし、原則として、1 つの食品の表示の中での食品表示基準と旧基準の両者に基づいた表示の混在は認めないこととする。

表示の混在とは 1 つの食品の表示の中で一部の表示事項のみ食品表示基準に基づく表示を行い、残りの表示事項は旧基準に基づく表示を行うことを指す。

許容差の範囲について

栄養成分表示の妥当性は公定法による分析により確認され、表示値に対する分析値の比率が許容差の範囲外であった場合、食品表示基準違反となる。

（計算式）許容差（%）＝分析値 ÷ 表示値 × 100 － 100

◆許容差の範囲

熱量 たんぱく質、脂質、炭水化物 ナトリウム	－20 %～＋20 %
------------------------------	-------------

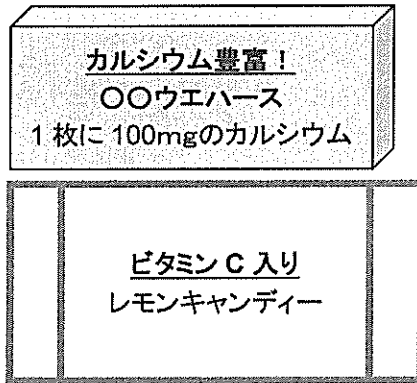
◆低含量食品の場合の許容差の範囲（100 g 当たり又は 100 ml 当たり）

栄養成分等	該当する含有量	許容差の範囲
熱量	25 kcal未満	－5 kcal～＋5 kcal
たんぱく質、脂質、炭水化物	2.5 g未満	－0.5 g～＋0.5 g
ナトリウム	25 mg未満	－5 mg～＋5 mg

任意表示 ～強調表示について～

【絶対表示】

「高い旨」、「含む旨」など補給ができる旨の表示
「高」「多」「豊富」「増」など、その栄養成分を多く含んでいることを強調する場合。



「栄養成分を多く含むことを強調する場合」

欠乏が健康の保持増進に影響を与えているとされる栄養成分について、含有量が多いことや含有していることを強調して表示する場合の基準値が定められており、この定められた基準値を満たしていることが必要です。

「低い旨」、「含まない旨」など適切な摂取ができる旨の表示
「低」「ロー」「ひかえめ」「カット」「オフ」など、その栄養成分が少ないことを強調する場合。



「栄養成分等が少ないことを強調する場合」

過剰な摂取が健康の保持増進に影響を与えているとされる栄養成分等について、含有量が少ないことや含有していないことを強調して表示する場合の基準値が定められており、この定められた基準値を満たしていることが必要です。

【相対表示】

「他の食品と比べて栄養分量等が低減されたことを強調する場合」
他の食品と比べて栄養成分等の量や割合が「少ない」ことを表示する場合、その栄養成分等の「低減量」が、定められた基準値以上である(絶対差)ことが必要です。
くわえて、25%以上の相対差が必要です。

補給ができる旨の表示について遵守すべき基準値一覧表(第7条関係別表第12)

栄養成分	高い旨の表示の基準値		含む旨の表示の基準値		強化された旨の表示の基準値
	食品 100g 当たり ()内は, 一般に飲用に供する液状での食品 100ml 当たりの場合	100kcal 当たり	食品 100g 当たり ()内は, 一般に飲用に供する液状での食品 100ml 当たりの場合	100kcal 当たり	食品 100g 当たり ()内は, 一般に飲用に供する液状での食品 100ml 当たりの場合
たんぱく質	16.2g (8.1g)	8.1g	8.1g (4.1g)	4.1g	8.1g (4.1g)
食物繊維	6g (3g)	3g	3g (1.5g)	1.5g	3g (1.5g)
亜鉛	2.64mg (1.32mg)	0.88mg	1.32mg (0.66mg)	0.44mg	0.88mg (0.88mg)
カリウム	840mg (420mg)	280mg	420mg (210mg)	140mg	280mg (280mg)
カルシウム	204mg (102mg)	68mg	102mg (51mg)	34mg	68mg (68mg)
鉄	2.04mg (1.02mg)	0.68mg	1.02mg (0.51mg)	0.34mg	0.68mg (0.68mg)
銅	0.27mg (0.14mg)	0.09mg	0.14mg (0.07mg)	0.05mg	0.09mg (0.09mg)
マグネシウム	96mg (48mg)	32mg	48mg (24mg)	16mg	32mg (32mg)
ナイアシン	3.9mg (1.95mg)	1.3mg	1.95mg (0.98mg)	0.65mg	1.3mg (1.3mg)
パントテン酸	1.44mg (0.72mg)	0.48mg	0.72mg (0.36mg)	0.24mg	0.48mg (0.48mg)
ビオチン	15μg (7.5μg)	5μg	7.5μg (3.8μg)	2.5μg	5μg (5μg)
ビタミン A	231μg (116μg)	77μg	116μg (58μg)	39μg	77μg (77μg)
ビタミン B ₁	0.36mg (0.18mg)	0.12mg	0.18mg (0.09mg)	0.06mg	0.12mg (0.12mg)
ビタミン B ₂	0.42mg (0.21mg)	0.14mg	0.21mg (0.11mg)	0.07mg	0.14mg (0.14mg)
ビタミン B ₆	0.39mg (0.20mg)	0.13mg	0.20mg (0.10mg)	0.07mg	0.13mg (0.13mg)
ビタミン B ₁₂	0.72μg (0.36μg)	0.24μg	0.36μg (0.18μg)	0.12μg	0.24μg (0.24μg)
ビタミン C	30mg (15mg)	10mg	15mg (7.5mg)	5mg	10mg (10mg)
ビタミン D	1.65μg (0.83μg)	0.55μg	0.83μg (0.41μg)	0.28μg	0.55μg (0.55μg)
ビタミン E	1.89mg (0.95mg)	0.63mg	0.95mg (0.47mg)	0.32mg	0.63mg (0.63mg)
ビタミン K	45μg (22.5μg)	30μg	22.5μg (11.3μg)	7.5μg	15μg (15μg)
葉酸	72μg (36μg)	24μg	36μg (18μg)	12μg	24μg (24μg)

適切な摂取ができる旨の表示について遵守すべき基準値一覧表(第7条関係別表第13)

栄養成分 [第1欄]	[第2欄]		[第3, 4欄]	
	含まない旨(無, ゼロ, ノン等)の表示は, 次の基準値に満たないこと この基準より数値が小さい場合, 「0」と表示 することが可能		低い旨(低, ひかえめ, 少, ライト, ダイエット等) の表示は, 次の基準値に満たないこと 低減された旨の表示をする場合は, 次のいづ れかの基準値以上減少していること	
	食品 100g 当たり	一般に飲用に供す る液状の食品 100ml 当たり	食品 100g 当たり	一般に飲用に供す る液状の食品 100ml 当 たり
熱量	5 kcal	5 kcal	40kcal	20kcal
脂質	0.5g	0.5g	3g	1.5g
飽和脂肪酸	0.1g	0.1g	1.5g	0.75g かつ飽和脂肪酸由来エネルギーが 全エネルギーの10%
コレステロール	5 mg かつ飽和脂肪酸の含有量* 1.5g かつ飽和脂肪酸の エネルギー量が10%*	5 mg 0.75g	20 mg かつ飽和脂肪酸の含有量* 1.5g かつ飽和脂肪酸の エネルギー量が10%*	10 mg 0.75g
糖類	0.5g	0.5g	5g	2.5g
ナトリウム	5 mg	5 mg	120 mg	120 mg

備考

- ドレッシングタイプ調味料 [いわゆるノンオイルドレッシング] について, 脂質の含まない旨の表示については, 「0.5g」とあるのは「3g」とする。
- 1食分の量を15g以下である旨を表示し, かつ, 当該食品中の脂肪酸の量のうち飽和脂肪酸の量の占める割合が15%以下である場合, コレステロールに係る含まない旨の表示及び低い旨の表示の但し書きの規定は, 適用しない。

【無添加表示】

○ 糖類を添加していない旨

「糖類無添加」, 「砂糖不使用」その他これに類する表示する場合は, 次の要件すべてに該当すること。

- いかなる糖類も添加されていないこと。
- 糖類(添加されたものに限る。)に代わる原材料(複合原材料を含む。)又は添加物を使用していないこと。
- 酵素分解その他何らかの方法により, 当該食品の糖類含有量が原材料及び添加物に含まれていた量を超えていないこと。
- 当該食品の100g若しくは100ml又は1食分, 1包装その他の1単位当たりの糖類の含有量を表示していること。

添加糖類に代わる原材料の具体例

ジャム, ゼリー, 甘味の付いたチョコレート,
甘味の付いた果実片, 非還元濃縮果汁, 乾燥果実ペースト等のこと。

○ ナトリウム塩を添加していない旨

「食塩無添加」その他これに類する表示する場合は、次の要件すべてに該当すること。

- 1 ickなるナトリウム塩も添加されていないこと（ただし、食塩以外のナトリウム塩を技術的目的で添加する場合であって、当該食品に含まれるナトリウムの量が別表第十三の第三欄に定める基準値以下であるときは、この限りでない。）。
- 2 ナトリウム塩（添加されたものに限る。）に代わる原材料（複合原材料を含む。）又は添加物を使用していないこと。

添加ナトリウム塩に代わる原材料の具体例

ウスターソース、ピクルス、ペパローニ、しょう油、塩蔵魚、フィッシュソース等のこと。

栄養素等表示基準値

国民の健康の維持増進等をはかるために示されている性別及び年齢階級別の栄養成分の摂取量の基準（18歳以上）。食品表示基準第2条第11項

栄養成分	単位	栄養素等表示基準値	栄養成分および熱量	単位	栄養素等表示基準値
たんぱく質	g	81	モリブデン	μg	25
脂質	g	62	ヨウ素	μg	130
飽和脂肪酸	g	16	リン	mg	900
n-3系脂肪酸	g	2.0	ナイアシン	mg	13
n-6系脂肪酸	g	9.0	パントテン酸	mg	4.8
炭水化物	g	320	ビオチン	μg	50
食物繊維	g	19	ビタミンA	μg	770
亜鉛	mg	8.8	ビタミンB1	mg	1.2
カリウム	mg	2,800	ビタミンB2	mg	1.4
カルシウム	mg	680	ビタミンB6	mg	1.3
クロム	μg	10	ビタミンB12	μg	2.4
セレン	μg	28	ビタミンC	mg	100
鉄	mg	6.8	ビタミンD	μg	5.5
銅	mg	0.9	ビタミンE	mg	6.3
ナトリウム	mg	2,900	ビタミンK	μg	150
マグネシウム	mg	320	葉酸	μg	240
マンガン	mg	3.8	熱量	kcal	2,200

【栄養成分表示の対象となる食品について】(食品表示基準Q&A「第2章 加工食品」より)

<p>(加工食品-177) 1日に摂取する当該食品由来の栄養成分の量及び熱量が社会通念上微量である食品にはどのようなものが含まれますか。</p>	<p>(答) <u>コーヒー豆やその抽出物、ハーブやその抽出物、茶葉やその抽出物、スパイス等</u>が考えられます。 ただしスパイス等のうち一度に多く使用する場合が想定され、かつ、その場合に栄養の供給源となり得るものについては、栄養成分の量及び熱量の表示を省略できません。</p>
<p>(加工食品-178) 極めて短い期間で原材料が変更される食品とはどのようなものですか。 (食品表示基準Q&A「第2章 加工食品」より)</p>	<p>(答) <u>日替わり弁当、複数の部位を混合しているため都度原材料が変わるもの</u>(例：合挽肉、焼肉セット、切り落とし肉等の切り身を使用した食肉加工品、白もつ等のうち複数の種類・部位を混合しているため都度原材料が変わるもの)等が考えられます。ただし、サイクルメニューは除きます。</p>
<p>(加工食品-232) 容器包装に、一般的に知られていることを謳った場合(例：「みかんにはビタミンCがたくさん含まれます」「豚肉200gで1日に必要なビタミンB1が摂取できます」)、栄養強調表示の想定に従った表示が必要となりますか。</p>	<p>(答) 一般論であっても、食品表示基準別表第12及び別表第13の第1欄に掲げる栄養成分について栄養強調表示をする場合、食品表示基準に則る必要があります。なお、栄養強調表示をせずに単に栄養成分の名称を記載した場合は、一般表示事項(熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量)及び強調した栄養成分の量の表示が必須です。</p>
<p>【栄養成分表示の義務が免除となる事業者について】 (加工食品-179)「消費税法(昭和六十三年法律第八号)第九条第一項において消費財を納める義務が免除される事業者」について。例えば、食品の製造・販売事業に加え、食品以外の製造・販売事業も行っている場合、課税売上高は、食品の売上げのみで判断するのですか、それとも、全事業の売上げで判断するのですか。</p>	<p>(答) 「消費税法(昭和六十三年法律第八号)第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者」については、この者に該当するか、否かは、消費税法の判断基準によることとしており、消費税法において、<u>課税売上高は全事業の売上げで判断することとされています。</u></p>

(引用)

- ・食品表示法
- ・食品表示基準
- ・食品表示基準Q&A
- ・食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン(第1版消費者庁食品表示企画課)

★この資料のご活用にあたっては、関係法令、各ガイドライン及び消費者庁ホームページ(<http://www.caa.go.jp/foods/>)を合わせてご確認ください。